

特例措置期間中における入湯税の税率について

那須塩原市では、コロナ禍における「持続可能な観光モデル」を策定し、観光地の信頼（安心・安全）を確保する取組として、新型コロナウイルス感染症対策調査事業（PCR検査）を実施することとしました。

また、「持続可能な観光モデル」において、観光客にも一定の責任を求めるという「責任ある観光」（レスポンシブルツーリズム）を推進するため、新型コロナウイルス感染症対策調査事業（PCR検査）の事業費用の財源の一部を観光客に御負担いただくこととし、具体的な方法として宿泊者を対象とした入湯税の税率の引上げを行うこととしました。

入湯税は、鉱泉浴場の入湯客に御負担（御納付）いただく税金です。

鉱泉浴場（ホテル、旅館など）の経営者が特別徴収義務者となり、徴収し、那須塩原市に納入します。

特例措置の期間は、**令和2年12月1日から令和4年3月31日まで**としております。

御理解と御協力、御納付について、よろしくお願ひいたします。

■ 入湯税の税率（1人について）

（1）1泊につき

宿泊料金の区分	現行の入湯税の税率	特例措置期間中の入湯税の引上げ額	特例措置期間中の入湯税の税率
10,000円以下	150円	50円	200円
10,001円以上 20,000円以下	150円	100円	250円
20,001円以上	150円	200円	350円

（2）1泊（自炊）につき

宿泊料金の区分	現行の入湯税の税率	特例措置期間中の入湯税の引上げ額	特例措置期間中の入湯税の税率
10,000円以下	100円	50円	150円
10,001円以上 20,000円以下	100円	100円	200円
20,001円以上	100円	200円	300円

（3）日帰りにつき 50円

（4）教職員の引率する修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事に参加した中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）又は高等学校の生徒で1泊又は日帰りにつき 20円

■ 課税免除

- ・年齢12歳未満の方
- ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯される方

■ その他

- ・宿泊（一般）の宿泊料金には、お食事代を含みます。
- ・「素泊まり」で食事の提供を受けない者は、「自炊」には該当いたしません。
「素泊まり」は、「（1）1泊につき」に該当いたします。
- ・「自炊」とは、旅館の厨房施設を利用せず、宿泊者が旅館から自炊用に用意された施設や、持参した用具を利用して主食あるいは副食を調理する場合があります。

お問合せ先

- 那須塩原市 総務部 課税課 電話（直通）0287-62-7179
- 那須塩原市 産業観光部 商工観光課 電話（直通）0287-62-7156